

# 廃棄物による土壌汚染の報告がありました。

本日、株式会社 長谷工コーポレーション他2社から、土壌汚染に関して報告がありました。概要は次のとおりです。

## 1 土壌汚染が判明した土地の所在地

岡崎市上六名三丁目9番1の一部

## 2 土壌汚染調査の経緯

マンション建設現場(旧万有製薬(株)工場跡地)の地中から廃棄物(ドラム缶16本)が発見され、廃棄物の分析を行った結果、砒素を含有していることが判明したため、廃棄物が埋設されていた周辺の土壌汚染調査を行いました。

## 3 土壌・地下水汚染の調査結果

### (1) 調査の実施年月日

平成22年9月29日～平成22年11月15日

### (2) 土壌・地下水汚染の調査結果

#### ア 土壌

砒素及びその化合物に関して、土壌汚染対策法で規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	最大検出濃度	土壌溶出量基準
砒素及びその化合物	0.10mg/ℓ (10倍) ※	0.01mg/ℓ以下

※：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率

#### イ 地下水

土壌汚染対策法で規定する地下水基準に適合していました。

## 4 措置の状況

汚染が判明した場所はシートによる被覆がされており、汚染土壌の飛散、雨水による汚染の拡散防止の措置が図られています。

今後、事業者により汚染された土壌が掘削除去される予定です。

## 5 事業者連絡先

株式会社 長谷工コーポレーション

電話：03-3456-3900

## 6 市の対応

事業者に対し、土壌汚染にかかる措置を適切に実施するよう指導していきます。また、周辺の住民から要望等があった場合には、砒素及びその化合物について、地下水質調査を実施するとともに、後日、地元との相談の上、説明会を開催する予定です。

なお、この報告は、土壌汚染対策法第14条第1項に基づき事業者から指定の申請があったものであるため、市は、土壌が土壌溶出量基準を超過した区画（約17m<sup>2</sup>）を、同法第6条第1項又は同法第11条第1項に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。